

平成30年2月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年2月15日（木）午後2時30分～午後4時50分
2. 場 所 市立公民館3階 講座室4
3. 出席者
教育長 樋口 利彦 教育長職務代理者 野口 和江 委 員 中野 俊勝
委 員 谷口 馨 委 員 河野 さおり
4. 事務局出席者
教育総務部長 小山 藤夫／学校教育部長 谷 桂輔／生涯学習部長 濱上 剛志
総務課長 山田 潤／学校給食課長 山本 隆彦／学校管理課長 山本 千尋
産業高校学務課長 小林 大樹／学校教育課長 松村 慎治／人権教育課長 長岡 英晃
生涯学習課長 西尾 征樹／スポーツ振興課長 津田 伸一／郷土文化室長 西川 正宏
図書館長 玉井 良治／総務課参事 倉垣 裕行／総務課参事 高井 哲也

開会 午後2時30分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に谷口委員を指名した。
傍聴人0名。

○樋口教育長

ただいまから、平成29年度2月の定例教育委員会会議を開催します。

報告第7号 定時制聴講生（ワード基礎）募集について

○樋口教育長

報告第7号について、説明をお願いします。

○小林産業高校学務課長

報告第7号につきましては、定時制聴講生（ワード基礎）募集についてです。

日時は、平成30年4月16日（月）から平成31年2月までの午後5時30分以降、週2時限で開催させていただきます。場所は、岸和田市立産業高等学校です。募集科目は、ワード基礎ということで聴講していただきます。対象につきましては、20歳以上の府内在住・在勤者です。費用は、年額3,300円で、定員は若干名になります。願書の受付は、3月27日（火）及び28日（水）の午後5時半から8時までさせていただきます。試験については、3月30日（金）午後6時から産業高校で作文と国語常識の筆記試験と面接をいたします。合格発表は、4月3日（火）午後6時30分から産業高校で行います。周知方法につきましては、広報きしわだ3月号に掲載する予定です。

今年度は0人でしたが、来年度に向けて広報して募集していきたいと思っています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

今年度の聴講生は0人でしたが、聴講生の熱心な学習態度が在校生に非常に良い影響を与えていると聞いています。聴講生は何学年の教室で学習するのでしょうか。あわせて、募集科目がワード基礎となっていますが、カリキュラム表のどの科目と対応しているのでしょうか。つまり、聴講が終了して単位認定を希望する場合、どの科目の単位認定ができるのか教えていただければと思います。

○小林産業高校学務課長

まず、学年につきましては1年です。1年生のカリキュラムの文書処理という科目で受けていただきます。単位認定につきましては、単位認定処理ということはさせていただいていません。あくまでも聴講ということで、ワード文書について学んでいただくと聞いております。

○中野委員

単位認定についてはわかりました。聴講ということで、試験をして合格して聴講に入ります。費用については、費用の多少に関わらず、適切に表記するということが求められます。説明のあった費用については、実質、授業料なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○小林産業高校学務課長

確認をしたうえで、掲載の仕方を見直したいと思います。

○樋口教育長

今の件は、確認をしておいていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第8号 防犯ブザーの寄贈について

○樋口教育長

報告第8号について、説明をお願いします。

○松村学校教育課長

報告第8号につきましては、防犯ブザーの寄贈についてです。

寄贈品名は防犯ブザーで、市内公立小学校新1年生児童数分の1,706個です。寄贈目的は児童の安全確保を図るため、小学校新1年生を対象に、大阪府民共済生活協同組合様から昨年引き続き寄贈いただくものです。寄贈年月日は、平成30年3月下旬に各校へ配送の予定で、ホイッスル付の防犯ブザーです。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

寄贈いただきまして、非常に有難いです。去年1年間の実績としまして、実際に使われたケー

スというのは報告されていますか。

○松村学校教育課長

子供たちが、「こういうケースやこういう事案で使用しました」という報告は受けておりません。普段から携行させて、登下校時に何かあった時に活用するという話しは学校でしています。

○中野委員

防犯ブザーの裏面に“守ろう、育てよう、にっこりキッズ”とあって、そのキャンペーンを展開してもらっています。このブザーの他に“こども110番の家”のタペストリーや旗も寄贈してもらっています。また、地域貢献事業“にっこりキッズキャラバン”が保育所や幼稚園を訪問して、健康と安全の両側面から子供たちの育成をサポートしてもらっています。いずれも大変有難いと思っています。

○樋口教育長

昨年に引き続きいただき有難いことです。いただいて何年目になりますか。

○松村学校教育課長

今回で3年目になると思います。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第9号「成人式」及び第20回「いきいき市民のつどい」の結果について

○樋口教育長

報告第9号について、説明をお願いします。

○西尾生涯学習課長

報告第9号につきましては、「成人式」及び第20回「いきいき市民のつどい」の結果についてです。

成人式につきましては、平成30年1月8日（月・祝）の11時～12時に岸和田市総合体育館で行いました。新成人該当者が2,237人（男1,170人 女1,067人）で、当日の参加者数は1,757人、参加率78.5%で前年は80.3%でした。これは当日の雨の影響かと思っています。大きな特徴としまして、新成人の誓いをアトラクションの前に行ったことで、参加者も新成人の誓いの時にも残っておりました。

いきいき市民のつどいは、平成30年1月27日（土）13時半から15時半に産業会館で開催しました。テーマは“つながろう すべてを越えて～共に学び、語り合おう～”で、生涯学習推進本部委員が主体的に企画しています。昨日、実施しました事業のフィードバックを3団体の発表と若い方との交流で、今まで分科会という形で協議をして発表をしていましたが、今回、茶話会という形でハードルを低くしまして、前年度99人だった参加者が151人になりました。発表団体は、「子育てが楽しくなるまちをつくろう」プロジェクトチーム、岸和田シティプロモーション推進協議会(kcp)、岸和田市青年団協議会、オープニングは久米田高等学校ダンス部で、久米田高等学校ダンス部も参加しての茶話会になりました。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

成人式の感想を述べさせていただきます。毎年、山直南こども園の幼児マーチングをしていたで、今年の成人の方の入場の際はすごく良かったと思えました。いつもは、バラバラの状態です。出入りしていましたが、久米田高校の和太鼓演奏3曲が良かったのか、2曲目くらいから帰る人が目立ってしまって、3曲目になるとかなりの人が出てしまっていました。そこは残念だったと感じましたが、今年は良かったと思えました。音響の方は急に大きな音が鳴ったりして、調整が難しいようです。成人の誓いは非常にしっかりした誓いで、隣にいた方が家族の方や親戚の方だったようで、「立派だ」という話しをしていて、家族の方も満足されていました。

○中野委員

関連しまして、マイクの使い方を工夫しないといけないのではないかと思います。一番意識したのは、国歌斉唱の際にハウリングが起きましたが、やってはいけないことだと思えました。市長職務代理者はマイクに近づいて話をしていましたので、非常に聞き取りが良かったです。しかし、成人の誓いで立派なことを言ってくれているのに、マイクとの距離が開いていて聞き取りにくい部分がありました。事前に登壇者には、「マイクに近づいて話をしてください」とか、指示を徹底した方が良いのではないかと思います。せっかくの中身が聞けなければ残念ですので、そこをもっと丁寧してもらえたらと思えました。

今回もプログラムデザインを市立産業高校デザインシステム科の2年生に作製してもらいました。今年は異例な状況で、プログラムの内容について急な対応があつて、大変苦勞をしてもらったと思えます。この経験を活かして、新成人の折には、是非、新成人の誓いに出てもらって、新成人の市政への関心を高めてもらいたいと思っています。

○樋口教育長

昨日、いきいき市民のつどいの振返りの会に出席しました。非常に好評で、盛り上がったと本部委員の方々がおっしゃっていました。若い方々が茶話会に入ったことで、話し合いが活発になったということがあります。世代間交流もできるだけ進めたい、という強い思いがあったということです。ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第10号 岸和田城天守閣の展示について

○樋口教育長

報告第10号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化室長

報告第10号につきましては、岸和田城天守閣の展示についてです。

展示名は、企画展「よみがえる甲冑、かがやく刀剣」とさせていただきます。会期は、平成30年2月21日（水）から6月10日（日）まで開催させていただきます。会場は、岸和田城天守閣2階の展示室となっています。趣旨については、岸和田藩ゆかりの甲冑、刀剣を中心に展

示し、室町時代から江戸時代にかけての本市の歴史に触れる機会とする、としております。資料には“鎌倉時代”からと書かせていただいておりますが、展示品を精査する中で鎌倉期の展示も可能となりましたので、資料につきましては最新の情報ということで、“鎌倉時代”と改めさせていただきます。主な展示資料ですが、“白韋威伊予札二枚胴具足（しろかわおどしいよぎねにまいどうぐそく）”というの、資料ではウサギの耳をした兜になります。それと“短刀 来国俊作（たんとう らいくにとしさく）”の他に“緋威裾濃胴丸具足（ひおどしすそごどうまるぐそく）”、“萌黄糸威二枚胴具足（もえぎいとおどしにまいどうぐそく）”、“骨牌金具足（かるたがねぐそく）”のいずれも展示させていただく予定にしています。周知につきましては、広報きしわだ2月号や市HPに掲載、ポスターやちらしの配布を予定しています。なお、展示初日の前日の平成30年2月20日（火）は展示物入れ替えの為、臨時休場を予定しております。

また、刃物の展示ということになり注意を払いたいと考えていますので、岸和田城天守閣2階の展示室の開けると警報が鳴る展示ケースで刀剣の展示を行う予定にしています。岸和田城の指定管理者の方にも巡回の強化を依頼したところ。物が鎧ですので、ややもすると堅い内容になりがちですが、ちらしの鎧の後ろに“武具馬具武具馬具三武具馬具 合わせて武具馬具六武具馬具（ぶぐばぐぶぐばぐみぶぐばぐ あわせてぶぐばぐむぶぐばぐ）”と書かせていただいております。このようなところで少し柔らかくしたり、当日の会場の展示も刀の部位を示すような、例えば、鞘（さや）、柄（つか）というようなものを貼り付けます。その横に刀の部位から生まれた今も使っている慣用句、例えば、「元の鞘に納まる」とはどういうことを言うのか、という部分も併せて、展示品だけでなく他の部分からも興味を持ってもらいたいということで、アプローチをしております。

○樋口教育長

説明が終わりました。様々な工夫を、ちらしにもしていただいているのはよくわかりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

オンラインゲームでリリースされたゲームに登場する名刀の実物を見るということで、全国へ足を運ぶ“刀剣女子”が急増しているとのこと。このブームによって、多数の入場者を期待したいと思います。

2枚目の資料の“短刀 来国俊作”ですが、この写真どおりの展示なのですか。刀身は見えないのですか。

○西川郷土文化室長

刀身を抜いて、鞘と別に展示を考えています。

○中野委員

それでは見えるのですね。刀身の波紋や部位の名称も教えてもらえるのですか。

○西川郷土文化室長

それも用意しております。

○野口教育長職務代理者

子供たちも遠足や社会見学で、岸和田城へ行かせていただくことが多いと思います。こういう具足の名前に読み仮名は付けていただけるのでしょうか。

○西川郷土文化室長

もちろん仮名を振らせていただいています。

○樋口教育長

ほかにはいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 11 号 「岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画」について

○樋口教育長

報告第 11 号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化室長

報告第 11 号につきましては、「岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画」についてです。

岸和田城庭園（八陣の庭）が、平成 26 年 10 月 6 日に国の名勝に指定されました。「名勝」というのは、景観における重要文化財に相当するもので、全国では 361 件あります。大阪府内では、八陣の庭が 5 件目となりました。

文化財については、指定されることがゴールではなく、その価値を守るとともに、さらに高める努力も必要となることから、文化庁が「保存活用計画」の策定を推奨しており、本市でも名勝指定の流れを受けて策定を進めてまいりました。

策定委員会は、造園や庭園の専門家を含む学識経験者 5 名から構成されており、アドバイザーとして大阪府文化財保護課には毎回出席いただきまして、文化庁の調査官には昨年 7 月に出席していただき、その都度、助言をいただきました。また、城に関する本市水とみどり課、観光課にも出席いただきました。

平成 28 年 8 月より策定委員会の活動を始め、合計 7 回の会議を開催いたしました。平成 28 年 8 月には、まちづくり市民懇話会を開催して市民の意見もいただきました。

このように、約 1 年半にわたり議論を重ねた結果を取りまとめたものが、「保存活用計画」となります。本日は、概要版で計画の要点をご説明いたします。

第 1 章では、「計画策定の目的」を八陣の庭が有する価値を明確にし、後世へ継承するための保存と活用の基本的な方向性を示すとしております。

第 2 章「名勝をとりまく環境」では、本市の自然、歴史、人口や交通などに加え、市内の文化財一覧表を掲載し、その主だったものを紹介しております。

第 3 章「名勝の概要」では、八陣の庭が作られてから名勝指定に至る経緯や状況を記載しております。

第 4 章「名勝の本質的価値」では、八陣の庭が名勝に指定されるに至った理由として、全周囲や上空など「四周からの観賞を可能とした庭園」であり、どこから見ても鑑賞できる「均衡に優れた石組」であることなどを説明しています。

また、今後、保存活用していく中で、構成する要素を「枢要な要素」、「副次的な要素」、「副次的な価値にかかわらないもの」に区分けすることで、その対処の仕方、例えば、毀損した場合、どうするのか考える基礎とします。

第5章「名勝の現状と課題」では、作庭されて60年以上を経過している庭の現在の状況と課題として、「保存」面では劣化してきていること、「活用」面では施設や設備の配置によって問題が出てきていること、「整備」面では大規模改修への検討が必要となっていることなどをそれぞれ挙げています。

第6章「大綱・基本方針」では、本計画における基本的な考え方を5点示しています。

- ・名勝を学術的に調査・研究し、後世へと継承していく。
- ・大阪府指定史跡岸和田城跡も名勝とともに保存し、継承していく。
- ・市民が岸和田城庭園（八陣の庭）の「歴史的価値を理解し、市民の誇りと郷土愛を育むこと」をめざす。
- ・名勝を保存するだけでなく、名勝を利用した「活用する庭」をめざす。
- ・適切な管理運営体制を確立し、保存・活用を推進する。

の5つです。これに基づいて、続く各章で、保存・活用について述べていきます。

第7章「名勝の保存」では、保存・管理の適切な状態の基準となる時期をいつにするのかという点で、ひと通り建物の整備が終了しました時期、庭自体は「昭和28年」、天守閣が「昭和29年」、周りの城壁や隅櫓は「昭和44年から46年」にかけてできたものです。作庭しました重森三玲様がそれを見た上で、ご自身の著書の中で「一定の美観を備えている」と書き残していますので、それを含めまして「昭和47年」頃が、一定の設備が整い、整備が終了したと重森三玲様が確認した時期と思われるので、「昭和47年」を基準としました。

保存を図る方法としましては、図面や台帳を整理して現状把握し、必要に応じ補修、修繕台帳に記載を行いうとともに、保存の方針に沿って進めてまいります。

八陣の庭が名勝指定されて以降は、もともとの「史跡」の要件だけでなく、「名勝」として、景観も現状変更許可対象となっており、景観の変化に対しても一定の制約をかける必要が出ております。

第8章「名勝の活用」についてですが、「活用」と申しますと「どのようなイベントを計画するつもりなのか」と問われる場合があるかと思いますが、文化財の保存活用計画では、あくまでも文化財の価値を損ねることのないように、どのような活用方法や使い方なら「許可できる」もしくは「許可できない」の線引きを示すものです。

岸和田城周辺は観光資源でもあることや、八陣の庭が当初から「活用するための庭」として作庭されていることも踏まえ、積極的な活用をめざします。

八陣の庭や重森三玲様の展示、歴史文化遺産と観光資源を結びつけた周遊ルート設定、地域教材として教職員等へ働きかけ子供たちへ紹介していただくなどを考えていきたいと思っております。定期的な利用可能日の設定などによりまして、使いやすい状況を整えてい

きたいと考えています。ただし、文化財的価値を踏まえ、石組が隠れてしまう舞台配置や四周景観が楽しめないなど、庭園の価値とは関係のない単なる場所の提供にならないような活用を許可することになると考えております。

第9章「名勝の整備」では、景石の状況を学術的に調査を実施した上で、景石の修繕計画の策定、庭園や城跡に関係のない工作物等を整理したりする部分を考えています。お城の上からも見られるのがこの庭の特徴なのですが、お城へ登られない方への空撮映像提供、回遊通路や展示施設としての隅櫓の活用などの検討をしていきます。

第10章「名勝の運営・体制の整備」では、郷土文化室を中心に、関係各課、関係自治体、関係団体との連携を行っていくことを説明しています。

第11章「施策の実施計画の策定」では、優先度なども考慮しながら、庭園を構成する石組の台帳管理、修繕、八陣の庭や重森三玲様に関する調査・研究、パンフレットを作成して情報発信、隅櫓の有効利用によるガイドンス施設の整備などを進めたいと考えております。

第12章では、「経過観察」としておりますが、第7章～第11章で挙げた取組について、その内容や効果を検証するため、年度ごとに事業実績の経過観察や見直しを行おうとしています。

以上が、「岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画」の概要ですが、この後のスケジュールとしましては、本日の定例教育委員会議でご承認いただければ、議会への説明に進みたいと考えております。本編冊子については、印刷ができあがり次第、教育委員の皆様方へ送付させていただく予定です。

なお、パブリックコメントについては、所管の広報広聴課と協議いたしましたところ、本計画が文化財全体に関する「基本方針」的なものではなく、限られた範囲で、庭園の保存や活用について定める非常に限定的なものであり、市民生活に直接かつ重大な影響を与えるものではないことから、パブリックコメントに該当しないとの見解をいただきましたので実施しておりません。

ただし、市民意見については、まちづくり市民懇話会を開催して意見をいただく機会を設けていましたので、いただいた意見については、内容に反映させていただいております。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

第7章の保存・管理の適切な状態の基準が「昭和47年」というのは、説明を聞いてわかりました。作庭が「昭和28年」なのにどうしてかなと思っていました。

○西川郷土文化室長

「昭和28年」を基準にしてしまいますと、後から出来たものが邪魔なのではないかという議論になります。また、名勝指定された「平成26年」を基準としますと、新しいものがたくさん

出来ていて、これもおかしいのではないかととなります。その辺りも含めて、作者の重森三玲様自身が一番良い状況だと感じられた時期の「昭和47年」にさせていただきました。

○中野委員

景石は、和歌山県沖ノ島の青石、緑泥片岩でしたね。強い石だと思っていましたが、結構劣化するんですね。その保存については、基本的に手を加えない、現状変更を認めないということが基本ラインです。景石には立石、横石、臥石の3つの態様があります。立石というのが一番不安定で、例えば、大きな地震で倒れるようなことがおきて、近くの石にぶつかってどちらの石も壊れるということも起こりうると思います。状況によって違うと思いますが、そういう場合は文化庁に相談してということになるのですか。基本的には現状維持ですよ。

○西川郷土文化室長

平成30年度につきましては、石の保存や修復などを考える委員会を立ち上げたいと考えています。奈良文化財研究所などにいます石の専門家の先生に来ていただいて、ひびが入っている、欠けが始まっているという部分をどうしていけば良いのかを考えていきたい。また、委員がおっしゃっていただいたように倒れたり、ぶつかったりしたときにはどうするのかも含めて、委員会の中で意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

○中野委員

もう一点、第8章の名勝の活用ですが、活用についての申請が出てきた場合、郷土文化室でのラインに沿って審査されるのですか。

○西川郷土文化室長

今、予定していますのは、岸和田城の敷地の管理をしている水とみどり課、岸和田城や隅櫓などの建物を管理している観光課で、イベントが行われるときは必ず3課が共同で話し合いをする必要が生じますので、この3課の中で“このイベントは庭の価値を高められる”、“このイベントは単なる場所貸しになる”などを判断したいと考えています。

○中野委員

窓口は郷土文化室ですか。

○西川郷土文化室長

はい、そうです。この計画を立てていますので、窓口は郷土文化室が中心となって進めてまいります。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第12号 「岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の方針」について

○樋口教育長

報告第12号について、説明をお願いします。

○山本学校給食課長

報告第12号につきましては、「岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の

方針」についてです。

本市学校給食における平成 29 年度 of 食物アレルギー対応の検証と今後の対応の参考とするため、本年度 7 月、8 月及び 11 月の 3 回にわたり「岸和田市学校給食食物アレルギー対応委員会」を開催し、ご意見をいただき、平成 29 年 12 月に同委員会から報告書が提出されました。今後も安全安心な学校給食を実施するため報告書を参考にしながら、平成 30 年度以降の学校給食における食物アレルギー対応方針を示すものです。

1 番目に現在の状況、2 番目にアレルギーに対する本市の考え方、3 番目に課題と報告書にありました 8 項目についての方針などを示しています。4 番目には、食物アレルギー以外の対応についても意見が出ましたので、こちらにつきましても方針を示しております。最後に本市の状況として現状が精一杯の状況ですので、この方針を続けていきますが、今後、施設や人員の改善、アレルギー献立表をシステム化することで、より簡単によりわかりやすいものにしていくことも取組んでいきたいと思っています。また、アレルギー対応委員会につきましては、来年度以降も引き続き開催して、いろいろな意見をいただきながら本市の学校給食における食物アレルギーの対応を考えていきたいと思っています。

○樋口教育長

説明が終わりました。教育委員会の方針として、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

他校の事例を情報共有しようとして書かれていますので、これは非常に重要なことだと思います。ハインリッヒの法則で、1 件の重大事故の背景には 300 のヒヤリハットがあるという有名な法則があります。各学校で起こったことを報告した人を責めるのではなく、むしろ褒めるような学校の雰囲気がないと隠したり、また個人の頑張りによって支えられているシステムというのは、必ず破綻してしまいますので、褒めるような学校の雰囲気を出していただくようお願いしたいと思います。

先般、アレルギーの講習会がありましたが、出席できませんでしたので DVD を見せていただきました。参加できなかった方々には、貸し出して見ることを義務付けるようにしてはどうかと思います。ここ数年でアレルギーの考え方が大きく変わってきています。学校給食だけでなく、保育所や幼稚園で植物成分が入っている保湿クリームを塗ると、小・中学校に入ってからアレルギーを引き起こすということも聞きます。また、キウイを食べるとラテックス・フルーツ症候群というアレルギーを引き起こすとか、この頃になってわかってきました。幼児を預かっているところも含めて、対策を啓発していただけると有難く思いますので、よろしく願います。

エピペンを持っている方もいらっしゃいますが、重大な事故を起こした時に後送病院をどこにするのか、どこの病院がすぐに対応してくれるのか把握が必要です。また、学校医との連携を密にすること、市民病院と徳洲会病院に救急部があると思いますが、すぐに対応ができるのかということも密にしていきたいと思っています。

○山本学校給食課長

ミス、事故やヒヤリハットについて、こういうシステムを取っていることは、委員として参加してくれている大学病院の先生からも評価いただいていますので、これからも引き続き取り組んでいきたいと思います。

講習会の資料につきましては、学校園グループウェアに載せています。ただし、DVDの中身については載せていません。

病院との連携については、基本的に生活指導表を書いていた先生に連絡がいくと思っています。病院への搬送については、救急隊員がその時に連絡をしてというふうになると聞いています。

○中野委員

緊急の状況で重篤な場合は、まずエピペンを打つのが方針です。その辺をきちんと学校現場へ伝えておいてもらえたらと思います。

○山本学校給食課長

学校現場では、エピペンを打っても医療行為に当たらないということは理解しています。

○中野委員

この方針については、様々な点を検討して、よくまとめてもらっていると思っています。ただ、食物アレルギーのある子供と保護者の不安は、なくなるものではないので、関係教員、職員がいつも気を許すことなく、万全の態勢でいることを願いたいと思います。

○野口教育長職務代理者

方針は、しっかりした内容にしてくれていると思います。現場で初めてアナフィラキシーを経験した時からまだ数年しか経っていませんが、ここまで進んできたんだと、それだけアレルギーというのは社会的な問題なのだと改めて感じさせられたところです。

方針の4ページ「⑦学校給食対応のための環境整備について」は、これからの課題ということだと思いますが、文部科学省も“除去食調理は混入を防ぐため「適切な調理場の施設設備（アレルギー専用調理室や専用調理コーナー、スペースの確保）」の整備が必要とあり”ということで、給食センターは大丈夫だと思いますが、各小学校では非常に厳しい状況です。その中で次ページに“配膳室における除去食の取り忘れや、取り間違いを防ぐため、特に小学校では除去食の配缶に携わった調理員が担任に手渡すようにしていく”と、実際にそうしていると思いますが、小規模校では調理員2名の学校もあります。そんな中で調理員も非常に神経を遣われ、厳しい精神的な負担になるだろうし、方針としてはそれで考えないといけないと思いますが、現状とのギャップの中でそれぞれの業務に携わっている調理員であり、栄養職員であり、担任が神経を遣ってやっていかなければならないということが、はっきりと出てきている印象を持ちました。方針ですので、今後どうしていくのかというところでは、ここまで来ると今の小学校の自校方式自体にも課題が出てきているのかと思います。自校方式は良さもあって大事なことですが、ここまで来ると調理員2名の学校、栄養職員の全校配置は市でどうこうできる問題ではないので、その中で具体化したものを今後考えていく中の選択肢のひとつに、自校方式の検討課題があるのかなという

印象を正直持ちました。

○樋口教育長

対応委員会でも様々な角度からご意見をいただきながら、報告書にまとめてもらって方針を出しています。課題もありますが、子供たちへ安心安全な給食を提供するという大きなねらいはひとつですので、今後も検討しながら進めていただければと思っています。

ほかにかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告は以上ですが、他にありませんか。ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第3号 市立学校園条例の一部改正について

○樋口教育長

議案第3号について、説明をお願いします。

○山本学校管理課長

議案第3号につきましては、市立学校園条例の一部改正についてです。

市立学校園条例について、平成29年12月11日付けの住居表示の実施及び町の区域の変更に伴い、規定の整備を図ろうとするものです。

議会への提出につきましては、同じ地域に市立保育所と学校園がありますので、同時に上げさせていただきます。岸和田市立旭幼稚園及び岸和田市立旭小学校の位置について、岸和田市土生町七丁目5番15号に改めることとしたものです。

○樋口教育長

説明が終わりました。住居表示の実施に伴った条例の一部改正です。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第4号 平成30年度岸和田市教育重点施策（案）について

○樋口教育長

議案第4号について、説明をお願いします。

○松村学校教育課長

議案第4号につきましては、平成30年度岸和田市教育重点施策（案）についてです。

教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨に則り、平成30年度の教育重点施策を策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い策定された教育大綱と併せて、平成30年度の教育の方針を示し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

【前年度からの変更箇所について説明】

○樋口教育長

説明が終わりましたが、他の課長から補足説明はございませんか。ないようですので、章を区切って気付いた点を出していただけたらと思います。1ページ「はじめに」について、何かご意

見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「はじめに」(P. 1)≫

○中野委員

一番力を入れてもらったところだと思います。

文中の15行目に“まず”という言葉が入っていますが、これは話し言葉ではないですか。その前に“学校教育及び生涯学習を推進します”とありますので、“まず”がない方がスッキリするのではないのでしょうか。同じ考え方で、その下の方の“また”というのも学校教育に対応するというので、“また”を取ってもらった方がわかりやすいと思いました。

元に戻りまして、“学校教育においては、～”の文章を何回読み返しても意味がわかりにくい部分があります。大切なキーワードを盛り込んでもらっていますので、その取り組む気持ちはわかるのですが、何が言いたいのかちょっとわかりません。何故なのかじっくり文章を見てみると、その文章の1行目に「社会に開かれた教育課程」ということを謳っておられて、文章の最後のところに“カリキュラムマネジメントを支援します”ということで、カリキュラムのことで文章を締めています。カリキュラムのことが、主体になっていることがよくわかります。その文章の2行目に“また、幼稚園教育要領で～”の後に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と新幼稚園教育要領の目標が挙げられていると思えます。それに対して学習指導要領の方ですが、“活用できる「学びの地図」としての役割を～”ということで、これはどちらかと言うと方法論だと思います。これは並列的になっていないので、ちょっとわかりにくい原因がここにあるのではないかと思います。その真意がよくわからないまま言いますが、幼稚園教育要領と対応させたら、学習指導要領では「生きる力」がねらいになっていますので、“学習指導要領の「生きる力」の育成のために”のあとに続けて“学校・家庭・地域の関係者が～”というようにして、「学びの地図」というのも、結局は“「生きる力」の育成のために”こういう取組みが出てきているのではないかと思います。

そのあとは細かいことですが、“「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう”とありますが、上の行にも「学びの地図」の前に“できる”があつて、ひとつの文章の中に“できる”が2つ出てきていますので、“「学びの地図」としての役割を果たすよう”と“できる”をなくしたらどうかと思います。

それから“各校園におけるカリキュラムマネジメント”とありますが、文部科学省では“カリキュラム・マネジメント”となっています。

検討いただければと思います。

○松村学校教育課長

ありがとうございます。

○野口教育長職務代理者

小さいことですが、“社会を築く”を“社会を創る”に変えられた真意は何ですか。何か意味があつて変えられたと思います。

○松村学校教育課長

よりよい未来を創ると言いますか、何かの土台の上に築き上げていくというよりは、何か創造的にやっていく方が方向性としてはふさわしいのかな、と判断して今回このようにさせていただきました。

○中野委員

文部科学省は、この部分に非常に力を入れていると思います。この“創る”という漢字は、常用漢字の表内の音訓では“そう”しかありません。“つくる”というのは、表外の読み方ですので、従来は公用文の中にはこの漢字を使っていません。今回はあえて、指導要領の中でも“創る”という字を使っています。あえてそういう取組みをしているということで、そういう意味では非常に強い意味合いがあると思います。この漢字については、私も初めは抵抗がありましたが、調べてみるとそういうことがあるのではないかと思います。最初の文章の4行目にも“未来を創る”というのがあります。私が元々抵抗があったのは、“創る”というのは、何も無いところから新しく一から創るという意味ですので、“未来を創る”というのはわかります。ただ“よりよい社会を創る”というのは、“一から創るの？”と思ってしまいます。そこは、違う考え方を文部科学省はしているのだと思い、今までの内容を盛り込んで“よりよい社会を創る”という意味なのかなと解釈しています。

○松村学校教育課長

“築く”という表現もできるのですが、今回、あえて“創る”にしました。前段での“創る”に合わせて、この漢字が持つイメージで伝えられたらということがありまして使いました。

○樋口教育長

ご意見としてお聞きして、意図するところがありますのでよろしくお願ひします。

他にありませんか。ないようですので、続きまして6ページ「1. 幼児期の教育」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「1. 幼児期の教育」(P. 6)≫

○樋口教育長

ご意見、ご質問はないようです。基本的には昨年度に引き続きというところです。

続きまして8ページから10ページ「2. 児童・生徒の「知」の育成」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「2. 児童・生徒の「知」の育成」(P. 8~10)≫

○樋口教育長

昨日、大阪府教育委員会の説明会にも行かせてもらいました。「ことばの力」ということをすぐく前面に出して、大阪府も取り上げて説明をされていました。ちょうど本市の重点施策でも「知」の育成の数か所に「ことばの力」が出てきますので、一緒に力を入れて取り組めると良いなと思いました。

○中野委員

8ページ“(2)④授業改善の充実”ですが、“充実”というのが“改善”につながると授業が

薄まってしまう気がします。これは、“改善の充実”なのか、“授業の充実”なのかと言えば、“授業の充実”ですね。

○松村学校教育課長

“授業の充実”を目指しての取組みです。

○中野委員

そうですね。ここは“授業の改善”にしたらどうかと思います。説明の文にある“ことばの力を高める”というのは、現行の学習指導要領でも全教科で言語環境を整えるという取組みがあるので、これをさらに発展させていこうという強い気持ちの表れなのかなと思います。

その次の“確かな学びを育む授業”とありますが、これは“学びを育む”のか、“学力を育む”のかと言えば、「生きる力」は“確かな学力”を育むことですので、“確かな学力を育む”の方がはっきりするのではないかと思っています。

最後の方に“各校の授業改善の充実を図ります”とありますが、“充実”に力が係ってしまうような気がしますので、ここはあっさり“各校の授業の充実を図ります”と、ここで“充実”を使ってもらったらスッキリすると思いました。

○松村学校教育課長

例えば、“授業改善に向けた取組みの充実”でしたらどうでしょうか。

○中野委員

その“取組み”の方に力が係ると思います。結論的には、やはり“授業”だと思います。あとはお任せします。

○谷口委員

9ページ“(2)⑥総合的な学習の時間の充実”で、前年度の“生きる力の育成”から文章が変わって良いと思うのですが、先般、教育委員の研修会で、総合的な学習の時間を英語の時間に充てるようなことを言っていました。もしそうになると、「生きる力」というのは今の岸和田に一番大事なことだと思っていますので、重点施策の“総合的な学習の時間の充実”が英語の時間に振り替えられると、岸和田にとって大きなダメージにならないかなと懸念しています。

○松村学校教育課長

量的なものもありますが、その時間の質的な向上と言いますか、そこを目指すためにも総合的な学習の時間のあり方という点で、もう一度、着目し直してもらう機会にもなるかと思っています。重点施策の記載の方も割と具体的な表現に改めています。時間的には外国語教育に充てられる部分が出てくようかと思いますが、残りの総合的な学習の時間をどうしていくかという点で、しっかりと力が付けられるような授業をやっていただきたい、という思いで重点施策に記載しています。

○中野委員

総合的な学習の時間というのは、教科横断的な他にはない授業ですので、外国語活動の要素が入ってきてもおかしくはないと思います。

○野口教育長職務代理者

9ページ“(2) ⑤ICTを活用した効果的な取組みの推進”で、前年の重点施策には“情報モラル”が入っていましたが、今回は省略されています。“学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力”の中に“情報モラル”も含むということですか。

○松村学校教育課長

“情報モラル”の学びについては、13ページの“④生徒指導等に関する連絡会・研修会等の充実”で、今日的な課題ということで取り上げています。そういう関連もあって整理しました。

○樋口教育長

続きまして11ページから14ページ「3. 児童・生徒の「徳」の育成」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

◀「3. 児童・生徒の「徳」の育成」(P. 11~14)▶

○中野委員

12ページ“(1) ①一人ひとりの自尊感情を培い、人権感覚を育む集団づくりの推進”の文中で、「自分の大切さとともに他の人の大切さ、さらに命の大切さを認める」と“命の大切さ”が後になっています。“命の大切さ”が何よりもまず先ではないかと思います。“命”というのは、すべてに優先する事項ですので、ここは例えば「命の大切さとともに自分の大切さ、他の人の大切さを認める」と“命”を先に置いてもらう方が、やる意味が大きいと思います。後に付け加えるものではないと思います。

○野口教育長職務代理者

12ページ“(1) ③日本語指導の充実”が、新たに項目として付け加えられています。文中で“日本語指導が必要な児童・生徒の状況”とありますが、急増しているということですか。

○長岡人権教育課長

そうです。転出する児童・生徒はいますが、現在、市内で35名の日本語指導が必要な児童・生徒がいます。平成29年度に転入が9名いました。来年度以降も、人数が増加の一途を辿るであろうと推測されます。現実、学校現場では、受入れの時に非常に困っているということが現状あります。そこで、充実を図るために予算の確保もしようとしていますので、この重点施策に入れる必要があると考えました。

○野口教育長職務代理者

世界にはいろいろな国がありますが、母語としては多岐に渡っているのですか。

○長岡人権教育課長

国際親善協会に依頼をしたり、桃山学院大学で留学生を受け入れていると情報をいただいたので、転入してきた児童・生徒の母語に合う留学生の派遣についての話しをしたところです。実際には、どこの国から、どういう母語が必要な児童・生徒が転入してくるのかは、全くわからない状況ではあります。

○谷学校教育部長

現状で学校が大変苦勞していますが、アラビア語、ペルシャ語です。ペルシャ語もイラン人

とアフガニスタン人とで文化や生活習慣で若干違いますし、英語や中国語もあります。また、聞いたことのない母語もあります。校長に聞きますと、外国人同士で“日本は非常に住みやすい。岸和田は良い”という話しもあるらしく、ひとり来るとまた来るといっているのではないかと感じているようです。

○野口教育長職務代理人

来られた子供が、充実した学校生活を送れることが大事だと思います。桃山学院大学は、日本語指導の資格を取得するカリキュラムを持っていますので、その資格を取得ために学んでおられる学生がたくさんいます。母語が通じるか通じないかよりも、日本語が指導できるかどうかの問題だと思いますので、その辺りを連携して努力していかれると良いと思います。

○樋口教育長

続きまして 16 ページ「4. 児童・生徒の「体」の育成」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「4. 児童・生徒の「体」の育成」(P. 16)≫

○谷口委員

“(1) ②学校給食における地産地消の推進”について、“岸和田産や府内産などの農産物”とありますが、給食のメニュー表のどこかに記載されているのですか。

○山本学校給食課長

みかんは、指定して購入しています。日々入ってくる野菜で、たまたま入ってくる場合もありますし、あらかじめ購入して“～産”の野菜だとかはありますが、初めから予定して購入するのはかなりレアなケースになります。

○河野委員

今現在は、そこまで地域のものを使っていないのですか。毎月もらう給食の献立表に、たまに“～産”とか、“彩誉”もそうですが書かれていることがあります。書かれているので使っているのはわかりますが、それ以外にも使ったりしているということですか。

○山本学校給食課長

青ねぎや三葉は、“岸和田産”のものが入ってきたりすることがあります。購入するときに指定して購入しているものもありますが、それは献立表には載せていません。二学期にJAと協議して、みかんを入れたのは載せさせていただきました。

○河野委員

それをもっと推進していくということですね。

○山本学校給食課長

そうです。地場産のものを購入していきたいと考えています。

○河野委員

それをアピールできればと思います。

○山本学校給食課長

そうですね。

○野口教育長職務代理人

文章の“～していきます”とありますが、去年、“～します”と言い切りでまとめていただいたと思いますので、語尾を“～します”にまとめてもらう方が良いと思います。

○山本学校給食課長

わかりました。

○樋口教育長

続きまして18ページから20ページ「5. 学校園の環境づくり」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「5. 学校園の環境づくり」(P. 18~20)≫

○中野委員

19ページ“(4) ①学校における教材・教具等の整備”で、タイトルと文章の中に“学校における教材・教具等”が3つ出てきます。文章の初めの“学校における教材・教具等”を取っても意味が通じるのではないかと思います。

○野口教育長職務代理人

20ページ“(6) ①学校協議会の活性化”で、学校協議会の目的などが、かなり変わったような気がします。学校を核としたコミュニティの場から、将来的にコミュニティスクールみたいなものを視野に入れていくという意味も含まれてきていると読みました。

○松村学校教育課長

今の動きとしましては、国も含めてですが謳われています。そういう辺りも可能性としては、今後検討と言いますか、そうなってくるかも知れません。あまり大きくそこに意味を持たせているわけではありません。この表現にしている意図は、いわゆる学校評価のあり方で、自己評価を学校関係者へ示して学校関係者評価としていただき、それを学校運営に反映してよりよく改善していくため、そういう学校関係者評価を上手く活用してやってほしいと思っています。学校協議会に取組等をしっかりと示しながら意見をいただく、というようなことを進めていくべきではないか、あるいは学校評価のあり方として、そういうことも学校は意識してほしいということもありましたので、“教育活動や学校運営の改善を図るため”という言葉を今回新たに入れました。

○野口教育長職務代理人

“家庭”が“保護者”になり、“地域”が“地域住民”となっていますが、これも意図があつて変更したのですか。

○松村学校教育課長

そうですね。今まで“家庭”になっていました。対象をより具体的に示したということです。

○野口教育長職務代理人

余計に学校関係者ということが、はっきりしてくるということですね。

○松村学校教育課長

はい。そういう意図があります。

○中野委員

学校協議会は、本質的には校長を支援するという姿勢ですよね。いわゆる保護者、地域住民等で、学校経営について意見を述べていただくということで、姿勢としては校長を支援するという意味だと思います。今後、活性化するということで、学校の活性化につながると思います。

○樋口教育長

続きまして22ページから23ページ「6. 市民の地域力や教育力の向上」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「6. 市民の地域力や教育力の向上」(P. 22~23)≫

○中野委員

非常に細かいことですが、23ページ“(4) ①大学との地域連携による生涯学習”で、(4)のタイトルが“大学等との”となっていて、①のタイトルが“大学との”になっています。そろえた方が良いと思います。(4)のタイトルどおり“大学等”にする方が良いと思います。

○樋口教育長

続きまして26ページから29ページ「7. 市民の生涯学習の環境づくり」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「7. 市民の生涯学習の環境づくり」(P. 26~29)≫

○樋口教育長

ご意見、ご質問はないようです。進捗に合わせての変更で、あまり大きな変更はありません。

続きまして32ページから33ページ「8. 郷土愛の育成」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

≪「8. 郷土愛の育成」(P. 32~33)≫

○中野委員

33ページ“(3) ②学校教育との連携”の文章に、“幼児・児童・生徒・教職員が興味・関心を深める～”とありますが、“教職員”を“幼児・児童・生徒”と同列にして、“教職員”が“興味・関心を深める”というのは失礼だと思います。“幼児・児童・生徒”に対する“興味・関心を深める”はわかります。

また、文章の順番ですが、学校教育となれば主体は“幼児・児童・生徒”なので、“幼児・児童・生徒～郷土や自然に関する学習を支援します”の一文を最初に持ってきて、その後に具体的な“見学、体験学習～積極的な働きかけを行います”と、文章を分けた方がスッキリと整理ができると思いました。

○樋口教育長

ほかにかがででしょうか。ないようです。様々な貴重なご意見をいただきましたので、取り入れられるところは取り入れていただくようお願いいたします。そのうえで、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

【教育委員一同、異議なし】

議案第5号 岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰について

○樋口教育長

議案第5号について、説明をお願いします。

○松村学校教育課長

議案第5号につきましては、岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰についてです。

平成29年10月1日以降、岸和田市教育委員会表彰規則第2条第3号及び第3条第2号に基づき追加表彰するものです。追加表彰式は、平成30年2月16日（金）に自泉会館で行います。被表彰者につきましては、個人の部4名、団体の部2団体になります。

個人の部では、第71回全日本学生音楽コンクール大阪大会ピアノの部門小学校の部で第1位となりました城内小学校の児童、第3回大阪府中高生ビブリオバトル大会で優勝しました岸城中学校の生徒、第61回大阪府学生科学賞で大阪府知事賞を受賞しました葛城中学校の生徒、第31回大阪府インドアアーチェリー大会でリカーブ女子の部で第1位となりました産業高校全日制の生徒の4名です。

団体の部は、大阪中学校総合体育大会相撲団体の部で優勝しました野村中学校の生徒3名、平成29年度全国高等学校生徒商業研究発表大会近畿地区大会で最優秀賞を受賞しました産業高校全日制の生徒5名です。

以上の追加表彰をするものです。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

岸城中学校のビブリオバトルは、部活動ですか。それとも学校で取組んでいるのですか。

○松村学校教育課長

学校からの代表ということで各学校から1名ずつ出場されまして、予選を勝ち抜いた中学生8名の中で優勝しました。

○野口教育長職務代理者

岸城中学校全体で取組んでおられるのですか。

○松村学校教育課長

その中で1名が選ばれて代表で出場しました。

○中野委員

数多くの輝かしい受賞、大変うれしく思います。受賞者の今後益々のご活躍を願っております。

○樋口教育長

小・中・高等学校とバラエティに富んだそれぞれの分野で活躍していただいて、大変うれしいことだと思います。それでは、原案のとおり承認することとします。

議案第6号 岸和田市民体育館条例及び岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○樋口教育長

議案第6号について、説明をお願いします。

○津田スポーツ振興課長

議案第6号につきましては、岸和田市民体育館条例及び岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

岸和田市民体育館及び岸和田市立運動広場等の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に管理を行わせることができるよう、所要の規定の整備を図るため、平成30年第1回定例市議会へ提出するものです。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

体育館の使用時間及び休館日と運動広場等の開場時間及び休場日について、今回、新たに規定したということですか。

○津田スポーツ振興課長

法務担当部局から条例に位置付けるよう指摘がありまして、調整の上、このような形になりました。

○樋口教育長

ほかはいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第7号 岸和田市立図書館規則の一部改正について

○樋口教育長

議案第7号について、説明をお願いします。

○玉井図書館長

議案第7号につきましては、岸和田市立図書館規則の一部改正についてです。

市民の利便性向上のため、図書館分館のうち旭図書館及び春木図書館について火曜日から金曜日までの開館時間を延長するとともに、分館全館について祝休日を開館日とするため、岸和田市立図書館規則の規定の整備を図ろうとするものです。

今回、本館と分館に分けて規定の整備をしています。第2条第1項で図書館の開館時間、第2項で本館の水曜日の開館時間、第3項で分館のうち旭図書館及び春木図書館の火曜日から金曜日までの開館時間を規定しています。第3条第1項第1号で本館の休館日、第2号で分館の休館日について規定しています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

旭図書館及び春木図書館の開館時間の延長ですが、特に電車利用者に便利になると思っています。また、分館全館での休日の開館についても利用者が増えると思いますので、賛同します。

○樋口教育長

市民サービスの利便性の向上を図れるかと思います。

○玉井図書館長

そうですね。時間帯や曜日によりましては、以前から利用したいという意見もありましたので、民間の力を借りながらサービス向上を図っていきたいと思います。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第8号 平成30年度教育費当初予算（案）について

○樋口教育長

議案第8号については、予算要求の段階で説明をいただいていますので、その要求額と内示額に大きな差があった部分と主要施策事業の内示結果を中心に説明をお願いします。

○各担当課長

平成30年度の教育費当初予算（案）について、「予算要求と内示額に大きな差があったもの」、「主要施策事業の内示結果」について各課順番に説明

○樋口教育長

説明が終わりました。まずは、歳入について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、歳出について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○中野委員

厳しい財政事情の中で、事務局でご苦労いただいている様子がよくわかります。その中で、学力向上支援事業、特別支援教育事業で支援員の増員、人権教育・人権啓発事業で日本語指導補助員の増額とありまして、増員あるいは増額という形が出ています。予算担当部署との折衝の中で、今までは“100”か“0”かという状況でしたが、このように少しでも前に進めてもらうような姿勢で進めてもらうのが良いかと思いました。ご苦労いただいていることに感謝しています。

○樋口教育長

事業の内容は以前に説明していただいています、内示結果を示させていただきます。

○中野委員

幼稚園費の認定こども園施設整備支援事業で、所管課は教育委員会ではないのですが、“取上げ”と記載していますが、どういう経過か教えてください。

○山田総務課長

民間園が平成30年度に施設整備事業を予定していましたが、整備事業を後年に伸ばしたいということで、予算要求を取り下げたと聞いています。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

以上で全ての案件が終了しました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後4時50分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員